



沼津市 農業委員会だより

第149号

発行日 2024.10.15

NUMAZU Agricultural committee NEWS



▲圃場で収穫体験をする参加者



▲収穫したアメーラトマト



▲収穫したトマトを井戸水で洗う様子



▲農家さんのお話を聞く参加者

食育を通じて地元の農業を知ろう！食育体験ツアー！！

「沼津の農業いただきます！小学生のための食育体験ツアー」が8月5日（月）に開催されました。

今回の食育体験ツアーは、金岡地区・門池地区・浮島地区・西浦地区の全4コース、計38人が参加しました。金岡地区では茶畑見学、武井牧場特製ソフトクリームとお茶を使ったスイーツ作り、門池地区では豚舎・工房見学、ソーセージ作り体験、浮島地区ではアメーラトマト、夏野菜収穫、西浦地区ではあしたか牛舎見学・餌やり、西浦ミカン圃場見学及び摘果体験が行われました。

参加した子どもたちからは、「家庭科とかでも学ばないことがたくさんあって勉強になった。いつも以上に食に向き合う一日になった。」「今回のイベントで、食品の大切さがすごくわかりました。だからこれからは、食品ロスなどに気を付けようと思いました。」「なかなかできない体験をさせていただきありがとうございました。またやりたいです。」などの感想が聞けました。

普段食べているものがどのような苦勞を経て、食卓へ並んでいるのかを知る良い機会になったのではないのでしょうか。これからも子供たちの成長を食の面から支えていきましょう。

(P2に金岡・門池・西浦の写真があります)



「浮島ひまわり祭り2024」が開催されました！



農地や農道・水路など、農業環境の維持を図る農林水産省の交付金事業に取り組んでいる浮島地区環境保全推進会では、耕作放棄地の景観改善策として、毎年度3,500㎡の休耕田にひまわりを植え、「浮島ひまわりらんど」と命名し、17年間も栽培を続けて、「ぬまづの宝100選」にも選ばれています。

満開の時期を迎えた7月21日には、地域団体共催で「浮島ひまわり祭り2024」が開催され、音楽ライブや写真コンテスト撮影会、キッチンカーや地元農産物マルシェからなる「浮島ニコリ市」などが開催され、市内外や全国から多くの観覧者が訪れ、真夏の炎天下でも美しいひまわりとお祭りを楽しんでいました。

ブランド米推進協議会通常総会が開催されました！



令和6年8月7日（水）、“するがの極”【ブランド米推進協議会通常総会】がプラサヴェルデで開催されました。

令和元年に発足したブランド米推進協議会も今年で5年目となり、“するがの極”の生産・販売のさらなる拡大に向けて、スマート農業の導入や新たなマーケティングなど、様々な取組みが行われています。地元で生産される“するがの極”を一度ご賞味ください。

また、“するがの極”を生産したい方は下記の連絡先までお問い合わせください。
※するがの極…JAの栽培基準に則って、沼津市・裾野市・長泉町・清水町で栽培され、米検査・食味計測により基準を満たしたお米

【問合せ】JAふじ伊豆なんすん営農経済センター ☎ 055-931-3132

道路に泥を落とさないよう注意しましょう

農繁期は、農作業のために農業用車両で道路を通行する機会が増えます。

農作業に使用したトラクター・田植機・コンバインなどの農業用車両で公道を走行する際には、車両に付着した泥のかたまりなどを、できるだけ除去してから走行してください。

また、雨の降った後の舗装されていない農道等を走行した際にも、軽トラック等のタイヤに泥が付着します。公道へ出る前に、できる限りタイヤの汚れを確認するようにしてください。

道路に泥のかたまりなどが落ちてしまうと、他の車両の通行の妨げになり、迷惑をかける事になってしまいます。泥が排水溝に詰まることによって、排水能力が低下し、道路が冠水する原因の一つにもなってしまいます。

道路を汚してしまった場合には、泥の撤去・清掃をしてください。

地域の交通安全と環境美化のために、
ご理解とご協力をお願いします。



農地パトロールを実施しました

農業委員会では、8月から9月にかけて、市内全域で農地パトロールを実施しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局職員が農地の利用状況について現地確認を行い、耕作放棄地を確認しました。

耕作されずに放置された農地は、雑草が生い茂り、害虫が発生するなど、近隣の農地や住民の方々に迷惑がかかるだけでなく、不法投棄や枯草火災を招く危険性もあります。農地は耕作するか、耕作できない場合でも、定期的に草刈りを行うなど、適正管理をしましょう。



◀ 農地パトロールの様子
(西浦)



▶ 耕作放棄地の様子
(原)

農業所得・不動産所得のある方へ

土地や家屋以外の事業用資産を沼津市内に所有されている方は、1月1日現在の所有状況を毎年1月31日までに市に申告する必要があります。

個人や法人で農業経営や、アパート等の不動産賃貸業を営んでいる方は確認をお願いします。

●申告が必要な資産の例●

農業

ビニールハウス、田植機、稲刈機、コンバイン、トラクター、茶刈機、製茶機械、防霜ファン、果樹棚、噴霧器、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)など。

不動産賃貸業

駐車場等の舗装、外灯、自転車置場、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、防犯カメラ、受変電設備など。
また、令和6年度の償却資産申告がお済みでない方は、資産税課までご連絡ください。



「忘れずに！償却資産申告を」

【問い合わせ】 沼津市資産税課 TEL. 055-934-4739



2025年農林業センサスが実施されます

令和7年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2025年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために
5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

農林業を営んでいる皆様のとこに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。



西浦みかんへドローン防除の実散布を行いました



▲薬剤を手で散布したもの



▲薬剤をドローンで散布したもの

本市では基幹作物の生産において、スマート農業技術の導入により農作業の超省力や高品質生産を図り収量増を目指すため、富士伊豆農業協同組合の行う実証試験に対し補助を行っております。

今年度は、JAグループ主体の西浦みかん生産維持のためのドローン防除実証試験を実施しており、6月に実散布が行われました。

実施の結果、ドローンで散布した区画において、高濃度の薬剤が細かな粒子状で葉、果実に付着していることが確認できました。

同時期に別区画で行った手散布に比べ、薬剤の粒子は細かいものの、高濃度の薬斑が付着しており、実際に葉や果実に対し多量の薬液付着が可能であることが期待されます。

今後も実証試験を定期的実施する予定となっております。

食育体験ツアーの様子

▼左から西浦地区での牛舎見学の様子・門池地区の豚舎見学準備の様子・金岡地区での茶畑見学の様子

